

議案第 65 号

1 議案名 文化財の指定について

2 提案理由 先に徳島県文化財保護審議会に諮問していた指定申請文化財(別添1)について、平成29年1月30日付けで答申された(別添2)。については、答申のとおり、別紙の文化財を指定したい。

3 關係法令 文化財の保護に関する条例第8条、35条

教育文化課

教文第860号
平成28年11月25日

徳島県文化財保護審議会会長 殿

徳島県教育委員会教育長



文化財の指定について（諮問）

このことについて、文化財の保護に関する条例（昭和32年条例第23号）第8条第3項及び第35条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

諮問事項

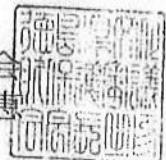
（指定申請文化財）

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
有形文化財 (絵 画)	小野流相承絵系図	1幅	徳島市国府町井戸 北屋敷80-1	宗教法人井戸寺
史 跡	川島廃寺跡	/	吉野川市川島町川島 400番地	宗教法人幸福の科学

県文審第3号
平成29年1月30日

徳島県教育委員会
教育長 美馬 持仁 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 桑原 恵



文化財の指定について（答申）

平成28年11月25日付け教文第860号により諮問がありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適當と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
有形文化財 (絵 画)	真言宗小野流相承 祖師像	1幅	徳島市国府町井戸 北屋敷80-1	宗教法人井戸寺

（1）文化財の概要

真言宗善通寺派、四国霊場17番札所井戸寺に伝わる絵画で、醍醐寺三宝院を中心とした真言宗小野流の法脈を、25人の祖師を相承順に配置することで示している。本図が井戸寺に伝わった経緯は詳らかでないが、箱書の寄附銘から明治期と考えられる。

描写は、彩色に裏彩色を併用し、一人ひとりを丁寧に描き、醍醐寺に伝わる単独の祖師像と一致しているものが多い。また、画絹の質、保存状態とも良好である。制作年代は、作風や最後に描かれた祖師の没年から、概ね南北朝期と考えられる。

鎌倉時代には、祖師供養等に用いるため、法相宗、浄土真宗、禅宗等において、複数の祖師を1幅に描く絵画が作られるようになった。一方、真言宗において、複数の祖師を1幅に描くことは全国的にも珍しく、貴重である。

（2）指定基準

【絵画・彫刻の部】

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で本県の文化史上貴重なもの
- 2 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法の点で顕著な特異性を示すもの

県文審第4号
平成29年1月30日

徳島県教育委員会
教育長 美馬 持仁 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 桑原 恵

文化財の指定について（答申）

平成28年11月25日付け教文第860号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適當と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
史跡	川島廃寺跡	1件	吉野川市川島町川島400番地	幸福の科学

（1）文化財の概要

川島廃寺跡は、古代阿波国麻植郡川島郷に所在する古代寺院跡である。近年まで発掘調査が行われることはなかったが、平成24年から平成26年にかけて吉野川市教育委員会が実施した発掘調査において、基壇建物、瓦溜まり、溝、土坑等を確認した。

基壇は削平を受けており、北辺で基壇外装に伴う溝状遺構を、東辺で雨だれを受けたとみられる砂利敷き遺構を確認したことにより、東西11m以上、南北9.5m以上の規模をもつことが明らかとなった。

これらに伴って出土した瓦や土器から、寺院は7世紀後半から8世紀前半頃に創建され、10世紀頃まで存続したと考えられる。瓦の中には名方郡石井廃寺跡と紋様が類似するものがみられ、地域間の密接な交流を示す。また、県内で初めての確認となる螺旋が51点出土し、基壇建物には塑像仏が安置された可能性がある。

指定対象地は寺院全体の一部であるものの、徳島県の歴史解明や、古代寺院造営の具体相を知るうえでも学術的価値は高い。

（2）指定基準

【史跡】

次に掲げるもののうち本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

指定文化財（案①）

1 名 称

真言宗小野流相承祖師像

2 種 別

有形文化財（絵画）

3 員数

1幅

4 所在地

徳島市国府町井戸北屋敷80-1

5 所有者及び管理者

宗教法人井戸寺

6 概 要

真言宗善通寺派、四国霊場17番札所井戸寺に伝わる絵画で、醍醐寺三宝院を中心とした真言宗小野流の法脈を、25人の祖師を相承順に配置することで示している。本図が井戸寺に伝わった経緯は詳らかでないが、箱書の寄附銘から明治期と考えられる。

描写は、彩色に裏彩色を併用し、一人ひとりを丁寧に描き、保存状態はよい。制作年代は、概ね南北朝期と考えられる。

鎌倉時代には、祖師の供養等に用いるため、浄土真宗等の宗派において、複数の祖師を一幅に描く絵画が作られるようになったが、真言宗において複数の祖師を一幅に描くことは、全国的にも珍しく、貴重である。

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

徳島県指定有形文化財指定基準

【絵画・彫刻の部】

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で本県の文化史上貴重なもの
- 2 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で本県の文化にとって特に意義のあるもの

調査票			
種別	有形文化財(絵画)	名称・員数	小野流相承絵系図 一幅
所在地	徳島県徳島市国府町井戸北屋敷80-1 井戸寺		
所有者氏名	shōkyōjūjin i doji 宗教法人井戸寺	住所	徳島県徳島市国府町井戸北屋敷80-1
管理者氏名	shōkyōjūjin i doji 宗教法人井戸寺	住所又は 所在地	徳島県徳島市国府町井戸北屋敷80-1
保存管理の 状況	井戸寺において適切に保存・管理されている。平成26年度、所有者が修理している。		
法量・形状	縦123.0センチ 横78.1センチ 絹本着色 軸装 南北朝期		
年代・現状 材質その他	<p>井戸寺は、香川県の善通寺を総本山とする真言宗善通寺派に所属する。総本山に次ぐ地位を占める本山の一つが、京都市山科区小野の随心院であり、随心院が中心となる真言宗の流派を小野流と呼ぶ。本図は小野流の中で、京都の醍醐寺を中心に成立した三宝院流の祖師の系譜を示す絵系図である。作者は不詳である。</p> <p>最上段中央に大日如来とその左右に梵字のパンとアをおき、更に外側に金剛薩埵、文殊菩薩を配す。以下5段5列に、弘法大師を含む真言八祖、醍醐寺開祖の聖宝(832~909)、随心院開祖の仁海(954~1046)、三宝院開祖の勝覚(1057~1129)等、25人の祖師を描く。</p> <p>本図が井戸寺に伝わった年代は、本図を納める箱書の銘、明治期に善通寺派に転じたとの住職の話から、明治期と考えられる。</p>		
参考文献	『阿波の仏画』多田高信 田中善隆 株式会社出版 昭和47年12月15日		
参考事項			
指定基準	<p>徳島県指定文化財指定基準 有形文化財【絵画・彫刻の部】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各時代の遺品のうち、製作優秀で本県の文化史上貴重なもの 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの 題材、品質、形状又は技法の点で顕著な特異性を示すもの 		
調査者の 意見	<p>密教の宗派内での法脈を、祖師像を整然と配置することによって示す絵画である。最上段の種子(梵字)及び三尊は大日如来が密教の出発点であり、法脈の始まりとなることを示す。このように複数の祖師を一幅におさめる絵画として、法相宗の法相曼荼羅や浄土真宗の祖師絵系図、禪宗の列祖像などを挙げることができる。このような絵画は鎌倉時代頃には各宗派で作られるようになり、祖師供養の儀礼など、自宗の由緒を視覚的に示す際に用いられたと考えられる。しかし天台・真言を通じ、密教宗派においては中世に遡るその種の作例は知られておらず、本図は密教系の祖師集合像としてたいへん稀有な作例といえる。</p> <p>描写は彩色に裏彩色を併用し一人一人の姿を非常に丁寧に描いており、画綱の質もよい。おおむね14世紀、南北朝時代の作例と考えられる。真言八祖をのぞく祖師については、一人一人の着色の肖像画としても古例といえ、その点からも貴重な存在である。</p> <p>箱書の寄附銘にしたがえば、本図の明治以前の伝来は不明と言わざるを得ないが、全国的にみても稀少な、14世紀にさかのぼる密教祖師の集合像として尊重すべき画像であり、県指定に相応しいと考える。(北澤)</p> <p>真言宗の祖師像としては、龍猛から弘法大師に至る「真言八祖像」が著名で、八幅に描かれるのを通例とする。空海以降の日本の僧についても、重要な役割を果たした僧には肖像が作られ、その数を受け継ぐ寺院において大切にされてきた。本作品の特徴は、そうした諸像が25名分集められ、小野流と言われる真言宗の一派(の始めの方)を一覧できる点にある。単独の肖像画で見覚えのある僧の姿が、ミニチュアのようにずらりと並ぶ様子は非常に珍しい。個々の像は、元の像を縮小して描いているので、特徴をはっきりさせるように描かれている。その点で描写は形式化していると言えるが、キャラクターのような親しみを感じさせるとも言える。線で繋ぐなど直接的な系図の表現はないものの、上→下、中央→左右の流れによって教えの継承を視覚化しようという意図は果たされている。</p> <p>真言宗の祖師像をこのようにまとめた類品はほとんど見あたらず、全国的にも貴重な作例と言える。同寺に伝來したのは比較的新しいが、大師信仰に関連する画像として札所にある点は、徳島の文化財として意義がある。(田島)</p>		
調査年月日	平成29年1月26日	調査者氏名	北澤 菜月 田島 達也



真言宗小野流相承祖師像





小野流相承図 祖師配置図(奈良国立博物館・北澤菜月作成) 平成26年11月

①～⑧ 真言八祖：龍猛菩薩から弘法大師まで、我が国への真言宗伝来に功績があった8人の僧侶

⑫ 根本尊師：京都の醍醐寺の開祖、小野流の祖

⑯ 小野僧正：現在の京都市山科区小野に隨心院を開く

意見書

小野流相承絵系図は真言宗の諸流派の内、京都醍醐寺を中心として平安時代に成立した小野流系統の師質相承を整然と示した絵系図である。同種の作例としては、法相宗の法相曼荼羅、浄土真宗の祖師絵系図があるが、天台・真言密教宗派においては、本図がほぼ唯一とされる例である。

描写は彩色に裏彩色を併用し、祖師の姿は身体的なものを含めた祖師の特徴を強調して描かれ、醍醐寺伝来の同祖師の図像と一致するものが多い。作者は不詳であるが、概ね南北朝時代の作例と考えられ、仏教絵画史において貴重な作品である

徳島市教育委員会

教育長 石井 博

徳島県指定有形文化財指定申請書

一 種類、名称及び員数

有形文化財（絵画） 小野流相承絵系図 一組

二 所在の場所

徳島市国府町井戸北屋敷八〇一

三 所有者の氏名又は名称及び住所

宗教法人井戸寺 代表役員 中村了英

四 管理者又は占有者の氏名又は名称及び住所

宗教法人井戸寺 代表役員 中村了英

徳島市国府町井戸北屋敷八〇一

五 年代

南北朝時代

六 品質

絹本着色

七 形状

三副一鋪 掛軸装

八 法量

縦一一三・〇 cm × 横七八・一 cm (本紙、修理後)

九 作者、伝来等

作者不詳。真言宗の諸流派の内、京都醍醐寺を中心として平安時代に成立した小野流の中の三宝院流の節質相承を示した絵系図である。上段中央に大日如来に種子バン・アを置き、その外側に金剛薩埵・文殊菩薩、一段目以降に真言八祖と空海以降の日本の真言僧が五段五列に配置して描く。

二十五祖師には、京都醍醐寺の開祖である聖空、その後、觀智、津祐、元果、仁海と醍醐寺の中でも小野流の系譜がみられ、三宝院流の勝対、定海、松橋流の元海へと続き、鎌倉時代の初め頃までの小野流系流派の祖師が配されている。

描写は彩色に裏彩色を併用し、一人一人の姿を非常に丁寧に描いており、醍醐寺伝來の同祖師の図像と一致するものが多い。醍醐寺伝來の祖師像に室町時代よりも前に遡る例がないことから、概ね南北朝時代の作例と考えられ、日本の密教祖師の複数の図像を伝承するものとして貴重である。

十 その他参考になるべき事項

特になし

右のものを、徳島県指定有形文化財に指定してくださるようお願いします。

平成二十八年十一月一日

徳島市国府町井戸北屋敷八〇一

宗教法人井戸寺 代表役員 中村了英

徳島県教育委員会 殿





小野流相承絵系図



小野流相承絵系図（部分・上3段）



小野流相承絵系図（部分・下3段）



納箱 札

指定文化財（案②）

1 名 称

川島廃寺跡

2 種 別

史跡

3 品数

1件

4 所在地

吉野川市川島町川島400番地

5 所有者及び管理者

幸福の科学

6 概 要

川島廃寺跡は、古代阿波国麻植郡川島郷に所在した古代寺院跡である。平成24年から平成26年にかけて吉野川市教育委員会が実施した発掘調査では、基壇建物、瓦溜まり、溝、土坑等の遺構を確認した。

発掘調査により出土した瓦や土器から、寺院は7世紀後半から8世紀前半頃に創建され、10世紀頃まで存続したと考えられる。瓦の中には県史跡「石井廃寺跡」と紋様が類似するものがみられ、地域間の密接な交流を示す。また、県内で初めて螺髪が多数出土したことから、塑像仏が安置された可能性がある。

指定対象地は寺院全体の一部であるものの、徳島県の歴史解明や、古代寺院造営の具体相を知るうえでも学術的価値は高い。

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第三十五条 委員会は、県の区域内に存する記念物（法第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定史跡、徳島県指定名勝又は徳島県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

徳島県指定文化財指定基準

県史跡名勝天然記念物指定基準

【史跡】

次に掲げるもののうち本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 2 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墓及び碑
- 8 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

調査票			
種別	史跡	名称・員数(面積)	川島廃寺跡・1筆(879.77m ²)
所在地	徳島県吉野川市川島町川島400番地		
所有者氏名	幸福の科学	住所	東京都品川区東五反田2-19-17
管理者氏名	幸福の科学	住所又は所在地	東京都品川区東五反田2-19-17
保存管理の状況	所有者である幸福の科学が適切に管理している。		
法量・形状 伝説由来	<p>川島廃寺跡は、平成18年3月に刊行された『徳島県遺跡地図』において大日寺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地とされている。古くより付近では瓦の散布が知られており、郷土史研究史家の喜多弘は『川島町史上巻』において約1町60間四方の法起寺式の伽藍配置を想定している。</p> <p>指定対象地では、平成24から26年度にかけて吉野川市教育委員会が発掘調査を実施し、基壇を伴う建物跡を確認している。基壇は後世の削平を受けているものの、基壇外装の痕跡や、屋根からの雨垂れを受けたと思われる砂利敷が良好な状態で検出された。建物跡に伴う遺物は多く、鬼面文鬼瓦、軒丸瓦、軒平瓦をはじめとする瓦類のほか、県内初となる螺髪などが出土している。こうした遺物の様相から、川島廃寺跡の創建は7世紀後半から8世紀前半頃であると考えられる。</p>		
年代・現状 材質その他	<p>『川島町史上巻』川島町史編集委員会、1979年 『大日寺跡』吉野川市教育委員会、2015年 『川島廃寺跡』吉野川市教育委員会、2016年</p>		
参考文献 参考事項	<p>徳島県文化財指定基準 史跡名勝天然記念物【史跡】</p> <p>次に掲げるもののうち本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの</p> <p>3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡</p>		
調査者の意見	<p>川島廃寺跡は、「阿波国麻植郡」の「川島郷」に位置する古代の寺院跡である。平成24年度～同26年度に実施された発掘調査等の成果を踏まえ、平成28年度に発掘調査報告書が刊行された。調査では、基壇を有する瓦葺き建物の存在が確認されたほか、多数の瓦・螺髪を含む遺物が出土している。</p> <p>基壇は大きく削平されているが、北辺は「外装の抜き取り痕」として検出された構造遺構、そして東辺は、帯状を呈する「砂利敷き」遺構から、11m×9.5m以上の規模が復元される。外装の抜き取り痕には板状の緑泥片岩が設置されており、近隣遺跡である河辺廃寺の礎石建物跡の外周にその類例が求められる。「砂利敷き」遺構については、石井廃寺にみられる「瓦敷雨落」との類似性が指摘される。</p> <p>出土遺物では、基壇周囲に多量の瓦が出土するほかに、徳島県下では初めての出土である螺髪が51点も出土しており、本地点に塑像を納めた瓦葺き建物として、金堂を含め重要な建物があった可能性が高い。寺院の時期は、最も多く出土する瓦が示す8～11世紀が想定されるが、7世紀に遡る資料も出土しており、創建時期は遡ると考えられる。瓦の中には河辺廃寺や石井廃寺出土の瓦と強い関連を示すものも含む点も重要である。</p> <p>「阿波国麻植郡」は古代に「評」が置かれた地域であり、交通の要衝としても重要な地域であるが、そこで、川島廃寺跡は古代～中世に存続しており、その継続性の高さからも同地域史を解明する上で欠かせない遺跡である。また、周辺地域に位置する石井廃寺跡・河辺寺跡などとの関連性を示す資料は、地域内外の交流や背景を探る手がかりとなり、古代阿波国歴史を解明する上で、そして古代における地方寺院の様相を探る上で重要な遺跡と評価される。</p> <p>さらに、住宅密集地域内という遺跡の立地環境は、地元にとって、現在に至る歴史を身近に体感でき、今後の遺跡活用として、貴重な条件を備えた遺跡である。今後、本遺跡の発掘調査を継続することで、同地域の歴史解明に対して重要な成果が期待される。適切な調査とその公開が望まれる。(山本)</p> <p>川島廃寺跡は、古代阿波国麻植郡に属する地に所在する古代寺院跡である。平成24～26年度にかけて吉野川市教育委員会が発掘調査を実施し、基壇建物、瓦溜まり、溝、土坑等を確認した。基壇は大きく削平されていたが、北辺は基壇外装にともなう溝により、東辺は基壇周囲で雨だれを受けたとみられる砂利敷により位置が判明した。その平面規模は東西11m以上、南北9.5m以上である。基壇外装にともなう溝の底には長さ約40cmの緑泥片岩の板石が据えられ、類例は川島廃寺跡の南東2.5kmに位置する河辺寺跡でも確認されている。</p> <p>基壇周囲から出土した大量の瓦のうち、軒瓦は複弁四弁蓮華文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦の組合せが最も多く、8世紀後半ないしそれ以降の近い時期にこの建物に葺かれたものと考えられる。しかし、7世紀後半から8世紀前半頃の瓦も出土したことから、寺院創建はこの頃までさかのぼるものとみられる。その中には河辺寺跡出土瓦と同形の偏行変形忍冬文軒平瓦が含まれ、複弁四弁蓮華文軒丸瓦と文様が類似する軒丸瓦が川島廃寺跡の東約6.5kmに所在する石井廃寺跡や、阿波国分寺跡、阿波国分尼寺跡から出土している。また、基壇周囲から出土した土器には10世紀までのものが含まれ、寺院が長期間存続したこととうかがわせる。</p> <p>このほか螺髪が51点出土した。螺髪の出土は徳島県初、四国地方でも2例目となる。瓦とともに基壇周囲から出土しており、建物に塑像が安置された可能性が考えられ、建物の性格を知る手がかりとなる。</p> <p>以上から、この基壇建物は古代寺院の中心的な施設の一つと考えられる。その造営技術や出土瓦の特徴は、寺院造営に際しての地域における密接な交流を示す。このように、川島廃寺跡は阿波国の歴史を考えるうえできわめて重要であり、古代地方寺院造営の具体相を知るうえでも学術的価値が高い。周辺には寺院を構成する他の建物や阿波国麻植郡の主要施設が存在する可能性が高く、吉野川市教育委員会による持続的な発掘調査が必要である。(清野)</p>		
調査年月日	平成28年12月20日	調査者氏名	山本 悅世 清野 孝之

意 見 書

徳島県吉野川市川島町に所在する遺跡「川島廃寺跡」について、所有者である幸福の科学から徳島県指定史跡指定申請書の提出がありました。このことについて、吉野川市教育委員会の意見を述べます。

申請地は、徳島県吉野川市川島町川島400番地です。現況は宅地ですが、地中に遺跡があることを考慮して空地の状態を維持しています。

当該地では、吉野川市教育委員会が徳島県教育委員会の指導の下に平成24年度から平成27年度まで実施した発掘調査によって、古代寺院の存在を裏付ける遺構及び遺物が発見されています。

遺構は、寺院の中心的建物である金堂の一角と推定され、今後本地点を起点として調査を進めることによって、伽藍配置の特定につながることが期待されます。現在徳島県内で複数の伽藍を持ち、その伽藍配置が判明している古代寺院跡は3カ所のみです。伽藍配置は寺院の年代や機能を特定する上で基礎的な概念であり、寺院が国家の知識や技術の集合体であった古代の歴史を知る上で極めて重要なものです。したがって、本遺跡において今後の継続調査によって伽藍配置が特定されることとは、徳島県の歴史を探求する上で重要であると言えます。遺物は、瓦や螺髪と言った古代寺院に特徴的なものがまとまって出土しています。出土した鬼面文鬼瓦は徳島県内の出土資料中では最も良好な状態の資料です。加えて螺髪の出土は県内では初例であり、一連の調査による出土総数は51点です。

以上より、本遺跡は徳島県の歴史を正しく理解する上で極めて重要な学術上においても価値を有するものと言え、徳島県指定史跡として指定されるべきものと考えられます。本市教育委員会としては、今後も本遺跡に関する調査はもとより、その保存及び活用について継続的に実施していくように努めます。

平成28年11月8日

徳島県吉野川市鴨島町鴨島1-1-5番地1

吉野川市教育委員会

教育長 石川 邦彦

徳島県教育委員会教育長 殿

徳島県指定史跡指定申請書

1 種別及び名称

種別：史跡

名称：川島廃寺跡

員数：1件

2 所在地及び面積

所在地：徳島県吉野川市川島町川島 400 番地

面 積：879.77 m²

3 所有者及び管理者の氏名若しくは名称及び住所

幸福の科学

4 由来及び伝説

川島廃寺跡は、吉野川市川島町川島に所在する廃寺跡である。地元伝承では現在のJR 川島駅前北西に、阿波藩の藩撰地誌である『阿波志』に記録が残る「大日寺」という白鳳期の寺院跡があったと言われている。昭和期には郷土史家の田所眉東や喜多弘によって表採した瓦を中心として、寺域の推定や年代、寺院の性格等についての研究が行われてきた。一連の研究成果をもとにして、川島駅前の約 10,000 m²に及ぶ範囲の推定寺域が提示されており、申請地はそのほぼ中心に位置する。当遺跡については、吉野川市教育委員会による調査開始当初は「大日寺跡」として取り扱われていた。しかし、一連の調査によって寺院遺構は確認された一方で、当遺跡が伝承に残る大日寺跡であるとの断定には至らなかったことから、平成 27 年 3 月に、遺跡が所在する川島の地名により遺跡名称が「川島廃寺跡」となった。

吉野川市教育委員会が平成 24 年度から平成 27 年度にかけて実施した発掘調査結果では、当地には古代寺院の遺構が発見された。主要な遺構は、基壇の痕跡である整地層、基壇外装の抜き取り痕(SX1)、基壇外周を廻る砂利敷(SS1)、基壇周囲の瓦溜、溝(SD1~2)、柱穴(SP1~6)、土坑(SK1)である。

出土遺物は、瓦、螺旋、土器等である。特に出土量が多かったのは、瓦である。また、螺旋が出土した遺跡としては現在徳島県唯一であり、総出土数は 51 点である。

伽藍配置は依然不明であるが、これまでの瓦の表採及び出土状況から、複数の伽藍が存在したことが推察できる。今後は当該地を中心として調査範囲を広げることによって伽藍配置の特定につながることが期待される。

5 現状

(1) 瓦の組成

本遺跡で出土した主な瓦は、軒平瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、鬼瓦である。

軒瓦については次の3通りの組み合せがあったことが想定される。

組み合わせ 1

単弁8葉蓮華文軒丸瓦と四重弧文軒平瓦。川原寺式軒瓦の系譜を引く組み合せである。同時期に使用されていたものと推定される凸面に布目圧痕が残る瓦(以下「凸面布目瓦」とする)が確認されている。凸面布目瓦は紀元7世紀に年代比定される川原寺創建期にみられるほか、川原寺式の軒瓦を持つ地方の遺跡でも確認されている。四国では、瓦窯遺跡としては香川県三豊市所在の宗吉瓦窯跡、寺院遺跡としては丸亀市所在の宝幢寺跡及び東かがわ市所在の白鳥廃寺において、凸面布目瓦と川原寺式の軒瓦が共伴することが判明している。

組み合わせ 2

複弁蓮華文軒丸瓦と扁行唐草文軒平瓦。河辺寺跡でも確認されている、藤原宮式軒瓦の系譜を引く組み合せである。

組み合わせ 3

複弁4葉軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦。石井廃寺跡出土資料と共に系譜を想定した組み合せである。鬼面文鬼瓦及び熨斗瓦A類についても、同時に使用されていた可能性が高い。本調査において該当する出土資料が最も多く、本遺跡にあった建物ではこの組み合せを中心的に採用していたものと想定される。時期は、8世紀以降と考えられる。

(2) 年代

建物跡は、出土した瓦や土器によって8世紀以降のものと考えられるが、7世紀初頭の瓦も出土しており、先行する建物の存在が推察される。

(3) 土地利用状況

宅地であるが、地中に遺跡があることを考慮して空地の状態を維持している。

(4) 遺跡の現況

当遺跡の遺構は、発掘調査の後埋め戻しを行い、現地保存となっている。なお、遺構は申請地外にも広がることが判明している。

6 保存の方法

発掘調査後埋め戻しを行った状態を保持する。

7 その他参考となるべき事項

特になし。

上記のものを、徳島県指定史跡に指定してくださるようお願いします。

平成28年 11月 4日

申請者

東京都品川区東五反田 2-19-17

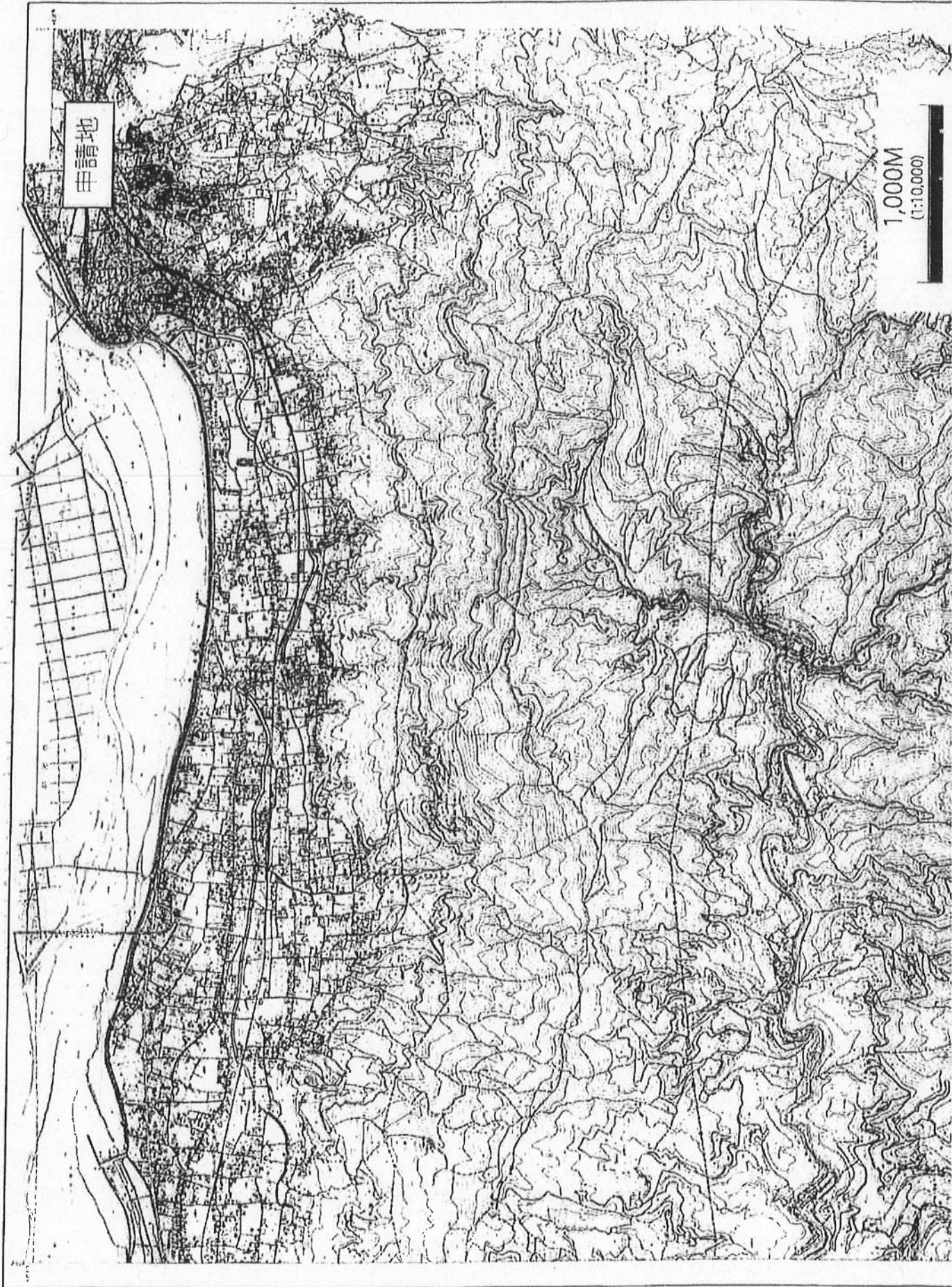
幸福の科学

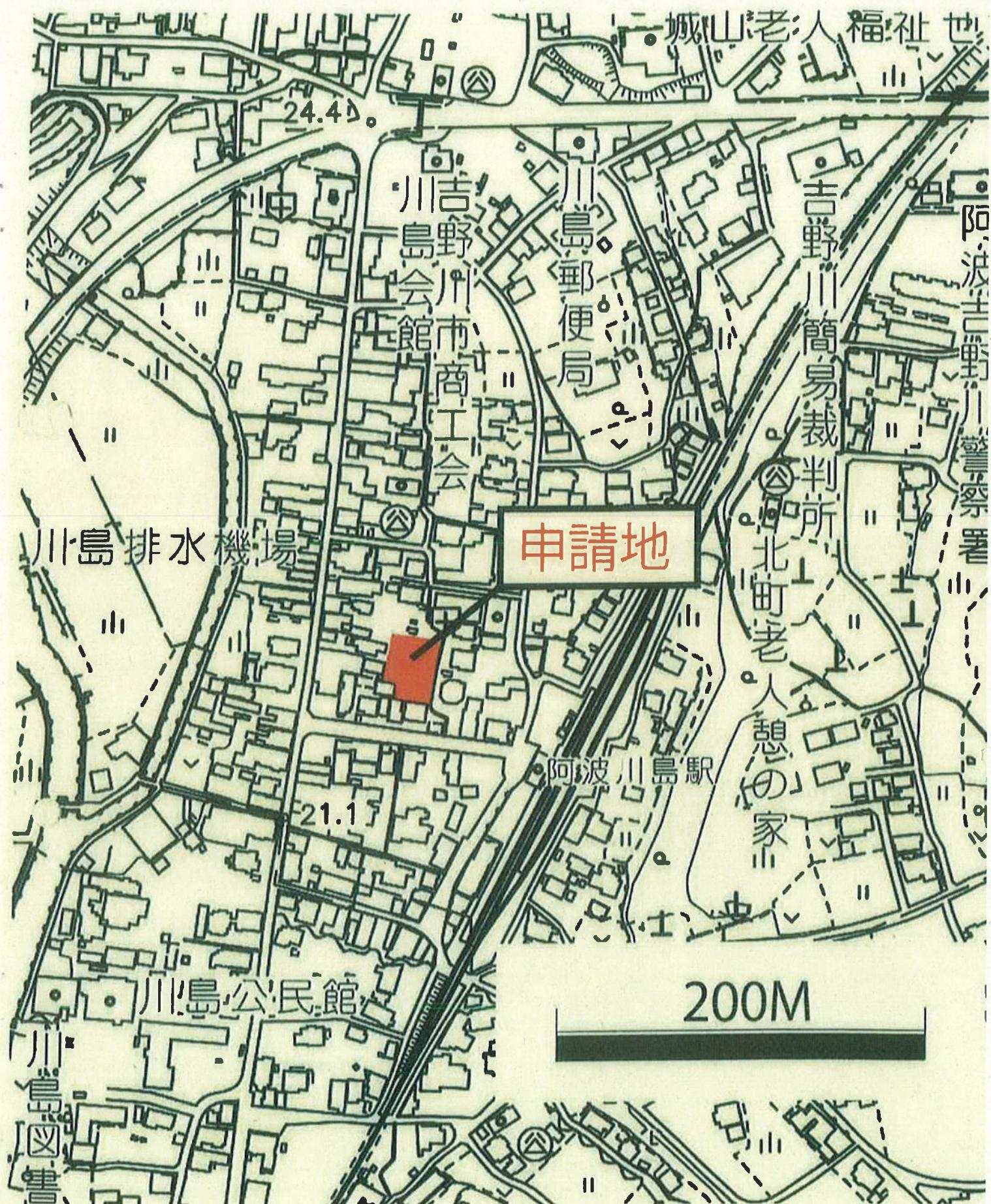
国内拠点開発局長 蔵原 徹



吉野川市地形図

2







調査地遠景(南上空から撮影)



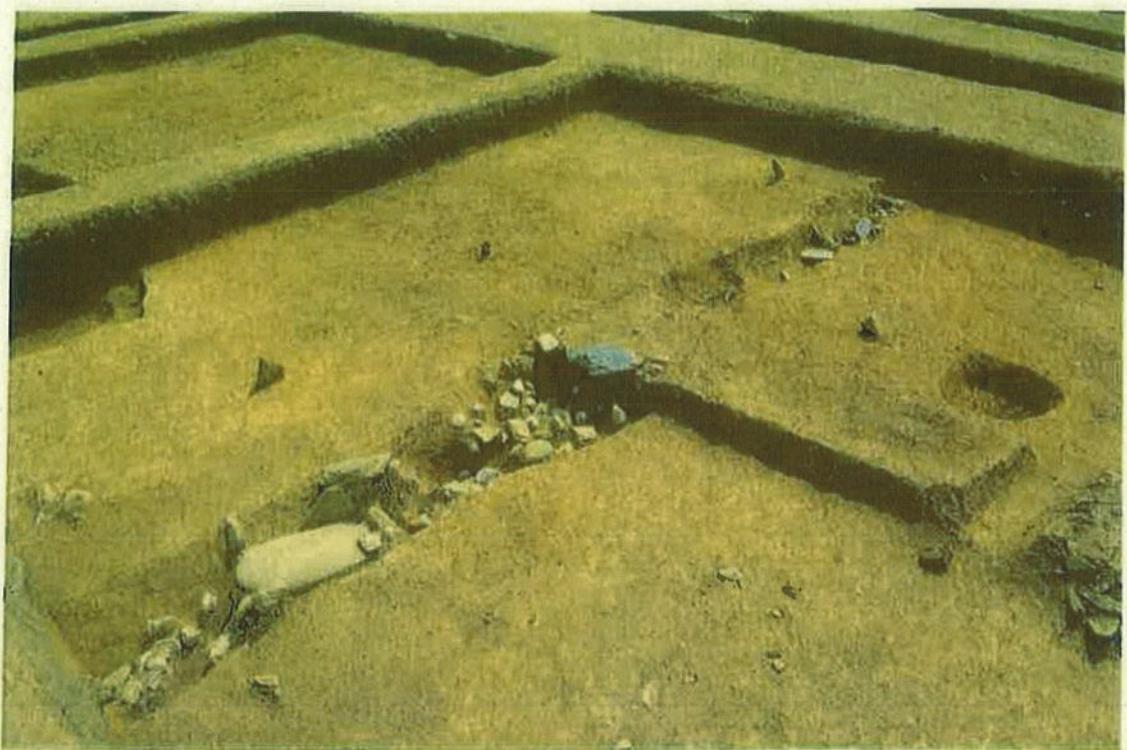
金堂跡(砂利敷周縁遺物取上前、北東側から撮影)



金堂跡(砂利敷周縁遺物取上後、南側から撮影)



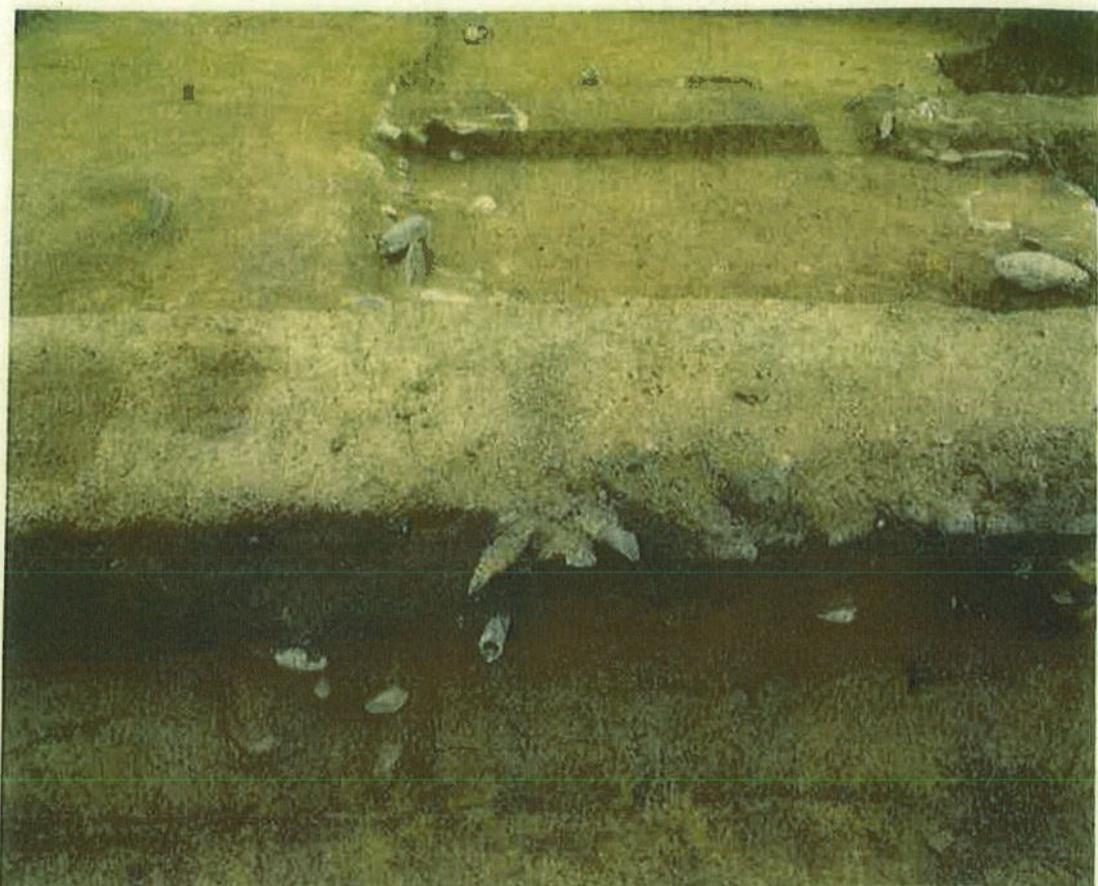
砂利敷北辺外縁瓦溜り(東側から撮影)



基壇外装抜き取り痕(北東側から撮影)



基壇外装抜き取り痕(石材残存部、北東側から撮影)



基壇下部整地層断面(西から撮影)



瓦出土状況(南東から撮影)



鬼瓦出土状況(東側から撮影)



出土遺物(鬼瓦、軒瓦、螺髪)